

4 畜産第 2538 号
国住指第 463 号
国住街第 229 号
令和 5 年 3 月 8 日

各都道府県畜産主務部長 殿
建築主務部長 殿

農林水産省畜産局企画課長
(公印省略)

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

市街地建築課長
(公印省略)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）

畜舎は畜産業に必須の施設であり、増頭や省力化機械の導入の際には、畜舎を新築又は増改築する必要があるが、近年、建築資材費等の上昇を受けて畜舎の建築コストが増加しており、畜舎の建築基準の緩和に関する要望が寄せられていた。

このような中、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、一定の畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法を整備することとされ、第 204 回国会において畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）が成立し、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度の創設及びその認定を受けた計画に基づく建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例が措置された。

法は令和 4 年 4 月 1 日に施行され、同日付で法に基づく農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省令第 69 号。以下「農林水産省令」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「主務省令」という。）が施行された。これに伴い、法の運用に係る解釈について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれでは、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県内の関係者への周知を図られたい。

記

第1 趣旨及び概要

近年の経済連携協定の締結による関税削減等により畜産物の価格の低下が見込まれる一方、輸出相手国の関税撤廃等により我が国の畜産物の輸出は着実に増加しており、これを拡大する絶好の機会もある。このような中、我が国の畜産業の国際競争力を強化しその振興を図るために省力化機械の導入による生産性の向上や経営規模の拡大による効率化等を進めていくことが必要となっている。しかしながら、このような取組を行うためには通常、畜舎等（法第2条第1項又は農林水産省令第1条若しくは第2条に規定する畜舎及び堆肥舎をいう。以下同じ。）の建築が必要となるところ、建築基準法に基づき行う畜舎等の建築に係る負担が畜産業の経営実態からみて大きくなっている現状がある。

一方、畜舎等は、一般に不特定多数の者が立ち入らず、また、省力化機械の導入等の進展により畜舎等内における滞在時間が減少している状況にある。このような利用形態を有している畜舎等は、現行の建築基準法上の基準を緩和したとしても、災害時の被害を減少させることを目的とした利用の方法に関する基準を設ければ、畜舎等の利用者の生命及び身体を守ることが可能である。

このため、今般、このような畜舎等に係る特殊な事情を踏まえて、畜舎等の技術基準、利用基準及びこれらの基準に適合することを認定する計画認定制度を創設し、計画に基づく畜舎等について建築基準法の適用を除外する特例法を定めることとした。

第2 用語の定義について【法第2条】

1 畜舎等の定義について（法第2条第1項）

「畜舎等」とは、畜舎及び堆肥舎をいう。

なお、法第3条第1項の認定（以下「法の認定」という。）を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等（以下「認定畜舎等」という。）は建築基準法令の規定（建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定）の適用が除外される（法第12条）ものの、建築基準法令以外の法令の適用において建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」に該当しなくなるものではないことに留意されたい。

2 畜舎の定義について（法第2条第1項及び農林水産省令第1条）

「畜舎」とは、家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設である（法第2条第1項）。

「家畜の飼養の用に供する施設」（以下「飼養施設」という。）とは、家畜を収容する建物全般をいい、乳牛舎（乳牛舎の待機場を含む。）、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等が該当する。

「これ（飼養施設）に関連する施設」は、飼養施設に付随する施設であって、次の（1）から（5）までに掲げるものとし、次の（6）から（8）までに掲げる施設は「これ（飼養施設）に関連する施設」に含まれるものとした（農林水産省令第

1条)。

なお、「飼養施設に付隨する施設」とは、飼養施設（建築基準法の適用を受けるものを含む。）と同一敷地、隣接する土地又は近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。「近接」の判断に当たっては、飼養施設から著しく距離が離れていないことや、家畜の飼養管理にあたり支障をきたさない距離に存していること等により判断されたい。

(1) 摹乳施設（農林水産省令第1条第1号イ）

　　摳乳舎（ミルキングパーラー）が該当する。

(2) 集乳施設（農林水産省令第1条第1号ロ）

　　生乳の処理・保管のための施設が該当する。集送乳業者等が所有するクーラーステーションは飼養施設に付隨しないため、該当しない。

(3) 畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設（農林水産省令第1条第1号ハ）

　　摳乳施設の機器洗浄のために必要な水を貯水する貯水タンクの上屋や家畜に与えるために井戸からくみ上げた井水を浄化するための浄水設備の上屋等が該当する。

(4) 畜産業用倉庫（農林水産省令第1条第1号ニ）

　　畜産経営に必要な物資を保管する倉庫が該当する。畜産業用倉庫に保管できるものは、飼料、敷料、動物用医薬品、農業用トラクター用のアタッチメント等飼養施設の敷地内で行う作業等の畜産経営の範囲内で必要となる物資全般を想定している。なお、畜産経営に必要な車両を保管する場合は（5）の用途に該当するため、留意されたい。また、畜産業用倉庫には畜産経営に必要でない物資を保管することはできず、畜産業用倉庫以外の用途の施設（事務所等）に転用した場合は罰則の対象となりうることに留意されたい（法第7条第3項、第15条第3項、第26条第3項）。

(5) 畜産業用車庫（農林水産省令第1条第1号ホ）

　　畜産経営に必要な車両等を保管する車庫が該当する。畜産業用車庫に保管できるものは、農業用トラクターのほかフォークリフト、ホイールローダー等の畜産経営に必要な自動車及びその燃料、部品、付属させる農業用機械器具等飼養施設の敷地内で行う作業等の畜産経営の範囲内で必要となる車両全般を想定しており、飼料等の運搬のための軽トラックも対象に含む。

　　なお、畜産業用車庫には畜産経営に必要でない車両を保管することはできず、また、畜産業用車庫以外の用途の施設（事務所等）に転用した場合は罰則の対象となりうることに留意されたい（法第7条第3項、第15条第3項、第26条第3項）。

(6) 飼養施設、（1）～（5）の施設に附属する門又は塀（農林水産省令第1条第2号）

　　飼養施設、（1）～（5）の施設の敷地内に建築される門又は塀が該当する。

(7) 飼養施設又は(1)～(5)の施設内の室であって、畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの（農林水産省令第1条第3号）

飼養施設又は(1)～(5)の施設の内部にある搾乳作業、集乳作業、飼料の調製作業、機械操作、データ整理等の畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）を行う室が該当し、居住の目的のために設けられる室（居間、寝室、仮眠室等）は該当しない。

なお、畜産経営に関する執務又は作業その他これらに類する目的のために使用する室が施設の主な部分である場合（例えば、過半を占める場合）は、その施設は「畜舎」に該当しない。また、当該室のみで構成される施設が、飼養施設又は(1)～(5)の施設と通路でつながっている場合は、当然これらの施設の内部に設けられているとは取り扱わない。

(8) 飼養施設又は(1)～(3)の施設内の室であって、飼料、農業用トラクターその他の畜産経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの（農林水産省令第1条第4号）

飼養施設又は(1)～(3)の施設の内部にある畜産経営に必要な飼料、敷料、資材・機材、農業用トラクター等の保管（軽微なものに限る。）をする室がこれに該当し、居住の目的のために設けられる室（居間、寝室、仮眠室等）は該当しない。

なお、飼料、農業用トラクターその他の畜産経営に必要な物資又は車両の保管の目的のために使用する室が施設の主な部分である場合（過半を占める場合、畜産経営に必要な敷料、資材・機材等の保管をする室にあってはその床面積の合計が $1,500\text{ m}^2$ 以上である場合、農業用トラクター等の保管をする室にあってはその床面積の合計が 150 m^2 以上である場合のいずれかに該当する場合等）は、その施設は「飼養施設又は(1)～(3)の施設」に該当せず、「畜産業用倉庫」又は「畜産業用車庫」に該当する。また、当該室のみで構成される施設が飼養施設又は(1)～(3)の施設と通路でつながっている場合は、当然これらの施設の内部に設けられているとは取り扱わない。

3 堆肥舎の定義について（法第2条第1項及び農林水産省令第2条）

「堆肥舎」とは、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設である（法第2条第1項）。

「家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設」とは、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、次の(1)及び(2)の施設を指し、(3)から(7)までの施設を含むこととした（農林水産省令第2条）。

「家畜排せつ物の処理」とは、堆肥の原材料としての加工、乾燥処理施設における乾燥、固液分離、水分調整、成型の行為のほか、固液分離後の液分等の排水処理、堆肥舎で生産した堆肥の圃場散布等、畜舎から発生した家畜排せつ物の処理に当たって必要となる行為を指し、「家畜排せつ物の保管」とは、家畜排せつ物に加工を加

えることなく保っておく行為及び当該家畜排せつ物を堆肥化したものを保管する行為を指す。

(1) 屋根及び柱又は壁を有する施設（これに類する構造のものを含む。）（農林水産省令第2条第1号）

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する施設がこれに該当する。具体的には、堆肥生産舎、堆肥貯留庫、堆肥加工施設、スラリー（液状ふん尿）浄化処理施設等がこれに該当する。

(2) 高さが8mを超える発酵槽その他これに類する施設（(1)に掲げるものを除く。）（以下「発酵槽等」という。）（農林水産省令第2条第2号）

高さが8mを超えるバイオガスプラントの発酵槽、縦型コンポスト、スラリータンク等の工作物（(1)に掲げるものを除く。）がこれに該当する。

なお、高さが8m以下のものにあっては、法及び建築基準法の対象ではないため、法の認定を受けなくても法の適用を受ける敷地内に存置することが可能である。

(3) (1) の施設に付随する施設（農林水産省令第2条第3号）

家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち（1）の施設に付随する施設で、次の①及び②に掲げる施設がこれに該当する。

「家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち（1）の施設に付隨する施設」とは、（1）の施設（建築基準法の適用を受けるものを含む。）と同一敷地、隣接する土地又は近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。「近接」の判断に当たっては、（1）の施設から著しく距離が離れていないことや、家畜排せつ物の処理又は保管にあたり支障をきたさない距離に存していること等により判断されたい。

① 畜産業用倉庫（農林水産省令第2条第3号イ）

家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資を保管する倉庫がこれに該当する。当該畜産業用倉庫に保管するものは、堆肥化のために必要なもみ殻やおがくず等の水分調整剤のほかに、袋詰めした堆肥等（1）又は（2）の施設の敷地内における作業等の家畜排せつ物の処理又は保管の作業の範囲内で必要となる物資全般を想定している。

なお、畜産経営に必要な車両を保管する場合は次の②の用途に該当するため、留意されたい。また、畜産業用倉庫には畜産経営に必要でない物資を保管することはできず、畜産業用倉庫以外の用途の施設（事務所等）に転用した場合は罰則の対象となりうることに留意されたい（法第7条第3項、第15条第3項、第26条第3項）。

② 畜産業用車庫（農林水産省令第2条第3号ロ）

家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両を保管する車庫がこれに該当する。

当該畜産業用車庫に保管できる車両は、農業用トラクターのほかフォーク

リフト、ホイールローダー等家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な車両及びその燃料、部品、付属される農業用機械器具等（1）又は（2）の施設の敷地内における作業等の家畜排せつ物の処理又は保管の範囲内で必要となる車両全般を想定しており、堆肥等の運搬のための軽トラックも対象に含む。

なお、畜産業用車庫には畜産経営に必要でない車両等を保管することはできず、畜産業用車庫以外の用途（事務室等）に転用した場合は罰則の対象となりうることに留意されたい（法第7条第3項、第15条第3項、第26条第3項）。

（4）（2）の施設に附属する施設であって、（2）の施設を制御するための施設（農林水産省令第2条第4号）

（2）の施設に附属した（2）の施設の運転・監視等に供する制御盤等を存置する施設等が該当する。

（5）（1）～（3）の施設に附属する門又は扉（農林水産省令第2条第5号）

（1）～（3）の施設の敷地内に建築される門又は扉が該当する。

（6）（1）又は（3）の施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの（農林水産省令第2条第6号）

（1）又は（3）の施設の内部にある機械操作、データ整理等の家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）を行う室が該当し、居住の目的のために設けられる室（居間、寝室、仮眠室等）は該当しない。

なお、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業その他これらに類する目的のために使用する室が施設の主な部分である場合（例えば、過半を占める場合）は、その施設は「堆肥舎」に該当しない。また、当該室のみで構成される施設が堆肥舎と通路でつながっている場合は、当然堆肥舎の内部に設けられているとは取り扱わない。

（7）（1）の施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの（農林水産省令第2条第7号）

（1）の施設の内部にある家畜排せつ物の処理又は保管に必要な資材・機材、袋詰めされた堆肥等の保管（軽微なものに限る。）をする室が該当し、居住の目的のために設けられる室（居間、寝室、仮眠室等）は該当しない。

なお、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管の目的のために使用する室が施設の主な部分である場合（過半を占める場合、畜産経営に必要な敷料、資材・機材等の保管をする室にあってはその床面積の合計が $1,500\text{ m}^2$ 以上である場合、農業用トラクター等の保管をする室にあってはその床面積の合計が 150 m^2 以上である場合のいずれかに該当する場合等）は、その施設は「（1）の施設」に該当せず、「畜産業用倉庫」又は「畜産業用車庫」に

該当する。また、当該室のみで構成される施設が（1）の施設と通路でつながっている場合は、当然この施設の内部に設けられているとは取り扱わない。

4 建築等の定義について（法第2条第2項及び主務省令第2条）

「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為である（法第2条第2項）。

「新築」は、畜舎等の存しない土地の部分（更地）に畜舎等を造ること等増築、改築のいずれにも該当しないものを、「増築」は、1の敷地内にある既存の畜舎等の床面積（発酵槽等にあっては、建築面積）を増加させることを、「改築」は、畜舎等の全部もしくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる畜舎等を造ることをいう。

「その構造に変更を及ぼす行為」は、法の認定の対象となる行為について畜産業の振興に資するような行為を定めることとしており、具体的には次の（1）及び（2）の行為であり（主務省令第2条）、その趣旨は当該（1）及び（2）に記載のとおりである。

（1）畜舎等の柱を撤去する行為

柱が障害となって、搾乳ロボット、自動給餌機等の自動化機械が既存の畜舎に導入できないといった事態を解消し、生産性の向上を図るため対象行為としている。

（2）畜舎等における作業の能率の向上に資する模様替

模様替により畜舎等内における作業の能率を向上するため対象行為としている。「作業の能率の向上に資する模様替」の例としては、畜舎等に日光を通して堆肥の乾燥・発酵を進め畜舎等内の清掃や攪拌の作業の効率化を図るため、畜舎等の屋根材を金属板から光透過性の高い樹脂板に置き換えることなどが考えられる。

5 技術基準の定義について（法第2条第3項及び主務省令第2章）

「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準であり、次の（1）から（3）までに掲げる要件を満たすために必要なものとして定めるものである（法第2条第3項）。

（1）継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと（（2）及び（3）に掲げる要件を除く。）。

（2）敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

（3）都市計画区域等の区域内に建築等がされる畜舎等にあっては、建蔽率及び高さその他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

6 建築設備の定義について（法第2条第3項及び農林水産省令第3条）

「建築設備」とは、畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備である。

7 利用基準の定義について（法第2条第4項及び主務省令第3章）

「利用基準」とは、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために、畜舎等を利用する者が遵守すべき畜舎等の利用の方法に関する基準であり、次に掲げる事項について定めるものである（法第2条第4項）。

- (1) 畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限に関すること。
- (2) 災害時の避難経路の確保に関すること。
- (3) 避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組に関すること。

8 A構造畜舎等及びB構造畜舎等の定義について（主務省令第1条第1号及び第2号）

「A構造畜舎等」とは、中規模の地震動（震度5強程度）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等（発酵槽等を除く。）である（第1号）。

「B構造畜舎等」とは、中規模の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造方法を用いる畜舎等である（第2号）。

主務省令においては、A構造畜舎等については建築基準法に準じた技術基準及び簡易な利用基準を、B構造畜舎等については建築基準法よりも緩和された技術基準及び標準的な利用基準を規定している。

9 その他技術基準に関する用語の定義について（主務省令第1条第3号から第13号まで）

「建築物」、「主要構造部」、「延焼のおそれのある部分」等の技術基準において用いる用語については、いずれも建築基準法と同様の定義としている。

「敷地」についても建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号の定義と同様であり、一敷地一建物が原則である。

また、建築基準法令の規定の適用を受ける建築物及び工作物と、法の規定の適用を受ける畜舎等は、適用される法が異なるため、同一敷地内に存することはできない（敷地を分ける必要がある。）ことに留意されたい。

第3 技術基準について【法第2条第3項】

1 概要

技術基準は、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準である。法は畜産業の振興を目的とし、建築基準法上の構造等の基準のうち畜舎等に適用されるものについて、利用基準を併せて設けて畜舎等とその利用者の安全性が確保されるよう措

置することにより、合理化することとしている。

このため、法の技術基準は、原則として建築基準法の考え方を踏襲しつつも、一部の基準が緩和されている。

技術基準の内容としては、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る基準と発酵槽等に係る基準に分類され、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る基準については、一の畜舎等に着目し、その敷地、構造及び建築設備に制限を加え地震、火災等から守り、かつ、衛生を確保する観点からの規定（主務省令第2章第1節及び第2節。以下「単体規定」という。）及び都市計画区域等の一定の区域における畜舎等の形態等に関する制限を加え市街地環境の確保を図るために規定（主務省令第2章第3節。以下「集団規定」という。）がある。

単体規定のうち、違反した場合の影響が大きいものが法第2条第3項第1号の要件に係る基準であり、具体的な内容は主務省令第2章第1節において定めている。また、単体規定のうち、違反した場合の影響が小さいものが法第2条第3項第2号の要件に係る基準であり、具体的な内容は主務省令第2章第2節において定めている。さらに、集団規定が法第2条第3項第3号の要件に係る基準であり、具体的な内容は主務省令第2章第3節において定めている。なお、「自動車車庫の解釈について」（昭和36年住発第2号）に該当する畜産業用車庫の用途に供する畜舎等については、当該畜舎等に係る防火規定や内装制限は適用されない。

発酵槽等に係る基準については、原則建築基準法に規定する「高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これに類するもの」と同等の技術基準としつつ、基礎や屋根ふき材等に係る構造基準については畜舎等（発酵槽等を除く。）と同様に緩和している（主務省令第2章第3節の2）。

認定畜舎等は技術基準に適合するものでなければならず（法第7条第1項）、技術基準に違反した場合は措置命令（法第15条）や罰則（法第27条又は第29条）の対象と、措置命令に違反した場合は法の認定の取消し（法第16条第2項第5号）や罰則（法第26条）の対象となり得る。

2 畜舎等（発酵槽等を除く。）が満たすべき単体規定（主務省令第2章第1節及び第2節）

（1）総則（主務省令第4条）

主務省令第2章第1節及び第2節は、畜舎等（発酵槽等を除く。）が満たすべき単体規定について規定している。総則として、次の①から④までの畜舎の基本的事項に関する基準を定めており、それぞれの趣旨は当該①から④までに記載のとおりである。

- ① 畜舎等の敷地は市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）及び用途地域（同法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）に属してはならないこととした（第1号）。

法第3条第3項第1号により、畜舎等が市街化区域外及び用途地域外にお

いて建築されるものであることを審査することとなっているが、これを技術基準としても明記したものである。

- ② 畜舎等の高さは 16m 以下でなければならないこととした（第 2 号）。

法第 3 条第 3 項第 2 号により、畜舎等の高さが主務省令で定める高さ（16 m）以下であることを審査することとなっているが、これを技術基準としても明記したものである。

- ③ 畜舎等の階数は 1 でなければならないこととした（第 3 号）。

法第 3 条第 3 項第 2 号により、畜舎等の階数が 1 であることを審査することとなっているが、これを技術基準としても明記したものである。

- ④ 畜舎等内に居住のための居室及び継続的に行う長時間の執務のために使用する室を有してはならないこととした（第 4 号）。

法第 3 条第 3 項第 2 号により、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであることを審査することとなっているが、これを技術基準としても明記したものである。また、居住のための居室以外の室についても、利用基準において畜舎等内における滞在時間等を制限している趣旨を踏まえ、人が長時間滞在することを目的とする居室を設けないこととし、「継続的に行う長時間の執務のために使用する室を有してはならない」ことを技術基準としても明記したものである。

他方、畜舎等内に従業員が短時間利用するための休憩室等を設けることは許容される。

（2）敷地（主務省令第 5 条及び第 37 条）

敷地に関する基準については、建築基準法と同等とした。

（3）構造強度（主務省令第 6 条から第 18 条まで）

畜舎等の構造強度に関する基準については、利用基準の遵守と相まって利用者の安全性が確保されることを前提に、以下のとおり、一部の基準を建築基準法の基準よりも緩和している。

- ① 構造耐力（主務省令第 6 条）

畜舎等は構造計算（主務省令第 8 条に規定する構造計算又はそれと同等のもの）によって確かめられる安全性を有すること及び仕様規定（主務省令第 7 条、第 16 条から第 18 条まで）に適合する構造方法を用いるものでなければならないこととした（第 1 項）。

ただし、

ア 木造の畜舎等で床面積が 500 m² 以下のもの又は木造以外の畜舎等で床面積が 200 m² 以下のものであって、建築基準法施行令第 36 条の 3 及び第 3 章第 2 節から第 7 節の 2 まで（第 48 条、第 70 条及び第 80 条の 3 を除く。）の規定に適合する構造方法を用いる畜舎等

イ 畜舎等又は畜舎等の構造部分の構造方法に関し、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜

舎等

については、この限りでないこととした（第1項ただし書）。

アについては、建築基準法において構造計算が不要である規模の畜舎等が建築基準法上の仕様規定に適合している場合は構造計算を不要とすることとした。

イについては、主務省令第2章第3款第3目の規定以外の構造計算や実験等により構造安全性を検証したものについて、その検証の結果によって工学的な妥当性を示す根拠資料を申請者が法の認定の申請時に提出することで、都道府県知事が安全上支障がないことを判断することを可能とするものである。本規定により、膜構造等（建築基準法施行令第81条第3項の規定に基づき国土交通大臣が構造計算の基準を定めている構造方法）を用いるものの建築等が可能となる。なお、膜構造等以外の構造方法を用いる畜舎等について、特別な調査又は研究の結果に基づき、都道府県知事が認定することを妨げるものではない。また、特例畜舎等（床面積3,000m²以下の畜舎等をいう。以下同じ。）については、法第3条第3項及び主務省令第65条の規定により構造強度に関する基準に適合していることの審査が不要となるため、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことを建築士が判断することとなる。

また、畜舎等の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、主務省令第6条の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなすこととしており、それぞれにおいて構造計算や仕様規定への適合の確認をすればよいこととした（第2項）。

② 構造設計の原則（主務省令第7条）

畜舎等の構造設計の原則については、建築基準法施行令第36条の3の規定と同等とした。

③ 構造計算（主務省令第8条）

畜舎等が構造耐力上安全であることを確かめるために必要な構造計算の方法は、特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成14年国土交通省告示第474号。以下「特定畜舎告示」という。）第3第1項第1号から第3号までに規定する構造計算の方法と同様の方法を定める。ただし、同項第4号（使用上の支障が起こらないことを確かめること）及び第5号（幅厚比等に関する計算）に相当する規定は設けないこととした。

④ 木材（主務省令第9条）

木材の許容応力度について、

ア A構造畜舎等は、建築基準法施行令第89条第1項に定める数値

イ B構造畜舎等は、長期に生ずる力に対する許容応力度（以下「長期許容

応力度」という。)については建築基準法施行令第89条第1項に定める数値、短期に生ずる力に対する許容応力度(以下「短期許容応力度」という。)については同項に定める数値の1.5倍の数値を用いることとした。

B構造畜舎等は、中規模の地震動に対して倒壊しない程度の構造方法を用いるものであるため、短期許容応力度について、建築基準法施行令第95条第1項で木材の材料強度として定める数値と同値を用いることとした。

⑤ 鋼材等(主務省令第10条)

鋼材等の許容応力度について、

ア A構造畜舎等は、建築基準法施行令第90条に定める数値

イ B構造畜舎等は、長期許容応力度については建築基準法施行令第90条に定める数値、短期許容応力度のうち炭素鋼の構造用鋼材等については同条に定める数値の1.1倍の数値、その他の鋼材等については同条に定める数値

を用いることとした。

B構造畜舎等は、中規模の地震動に対して倒壊しない程度の構造方法を用いるものであるため、短期許容応力度について、塑性変形時の強度上昇を期待できる炭素鋼の構造用鋼材等においては建築基準法施行令第96条で材料強度として定める数値の上限値と同値である基準強度の1.1倍の数値を用いることとした。

⑥ コンクリート(主務省令第11条)

コンクリートの許容応力度について、

ア A構造畜舎等は、建築基準法施行令第91条第1項に定める数値

イ B構造畜舎等は、長期許容応力度については建築基準法施行令第91条第1項に定める数値、短期許容応力度については同項に定める数値の1.5倍の数値

を用いることとした。

B構造畜舎等は、中規模の地震動に対して倒壊しない程度の構造方法を用いるものであるため、短期許容応力度について、建築基準法施行令第97条第1項で材料強度として定める数値と同値を用いることとした。

なお、異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する許容応力度の数値については、主務省令第11条第1項第2号ただし書の規定に基づき許容応力度の数値を定めたところである(令和4年3月24日農林水産省・国土交通省告示第1号)。

⑦ 溶接、高力ボルト接合、地盤及び基礎ぐい(主務省令第12条から第14条まで)

溶接継目のど断面に対する許容応力度、高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの

許容支持力は、建築基準法と同等の数値を用いることとした。

⑧ 補則（主務省令第 15 条）

④から⑦までに定めるものほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期許容応力度及び短期許容応力度は、建築基準法施行令第 94 条の規定に基づき国土交通大臣が定める数値、又は主務大臣が指定する数値によることとした（第 1 項）。

また、主務大臣が B 構造畜舎等の構造耐力上主要な部分の材料の短期許容応力度の数値を指定する場合は、当該材料の短期許容応力度について建築基準法施行令第 94 条の規定に基づき国土交通大臣が定めている場合であっても、主務大臣が指定する数値を用いることとした（第 2 項）。

なお、B 構造畜舎等における木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の纖維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の許容応力度並びに丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度の数値については、主務省令第 15 条第 1 項の規定に基づき許容応力度の数値を指定したところである（令和 4 年 4 月 1 日畜産第 2 号・国住指第 1596 号・国住参建第 3981 号）。

⑨ ④から⑧までの規定に関し、法又は建築基準法において定め、若しくは指定している許容応力度の数値以外の数値を持つものとして使用しようとする海外規格材等の材料については、畜舎等の区分に応じ、次の方法により使用が可能となる。

ア A 構造畜舎等に使用する場合は、次のいずれかの方法。

（i）主務省令第 15 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣が当該材料の許容応力度の数値を指定する方法。

（ii）畜舎等以外の建築物にも適用される数値として、建築基準法令に基づき国土交通大臣が許容応力度の数値を指定する方法。

イ B 構造畜舎等に使用する場合は、主務省令第 15 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣が当該材料の許容応力度の数値を指定する方法。

このため、法及び建築基準法上許容応力度の数値を定めていない材料、又は主務省令第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が B 構造畜舎等の許容応力度の数値について指定をしていない材料について、申請者からア（i）及びイの指定について相談があった場合は農林水産省畜産局企画課に、ア（ii）の指定について相談があった場合は建築基準法第 77 条の 56 第 2 項に規定する指定性能評価機関にそれぞれ相談されたい。

なお、木材又は鋼材等については、許容応力度の数値が指定された材料の使用状況等を踏まえ、必要に応じて、主務省令第 9 条第 1 項各号又は第 10 条各号の規定に基づき、主務大臣が当該材料の基準強度の数値を告示で定めることとした。

⑩ 仕様規定（主務省令第 16 条から第 18 条まで）

本法の畜舎等については、構造計算によって安全性を確かめることを原則とし、以下のとおり、建築基準法施行令第 3 章第 2 節から第 7 節の 2 までの仕様規定の一部のみを定めることとした。

ア 構造部材の耐久（主務省令第 16 条）

構造部材の耐久に関する基準は、建築基準法施行令第 37 条の規定と同等とした。

イ 基礎（主務省令第 17 条）

畜舎等の基礎に関する基準は、建築基準法施行令第 38 条第 1 項の規定に適合するものとした。

ウ 屋根ふき材等（主務省令第 18 条）

屋根ふき材等（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する畜舎等の部分及び廣告塔その他畜舎等の屋外に取り付けるもの）に関する基準は、建築基準法施行令第 39 条第 1 項の規定に適合するものとした。

これに加え、B 構造畜舎等については、屋根ふき材をプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料としなければならないこととした（第 2 号）。

（4）防耐火構造・避難施設等（主務省令第 19 条から第 29 条まで）

防火構造等に関する基準については、在館者の避難安全性のほか、周囲への延焼防止性の確保を目的としていることから、原則として建築基準法と同等の基準を定めることとしているが、火災発生防止等に係る利用基準を遵守する場合には基準を緩和すること等、一部建築基準法と異なる部分がある。

① 大規模の畜舎等（主務省令第 19 条第 2 項）

従来、建築基準法においては、延べ面積が 3,000 m²を超える大規模建築物は同法第 21 条第 2 項により、主要構造部を耐火構造等とするか、壁等によって区画し、各区画の床面積の合計をそれぞれ 3,000 m²以内にしなければならないこととされていた。

一方、特に養豚業においては規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して使用するため畜舎間を通路でつなぐ必要があるが、これにより延べ面積が大きくなり、本規制の適用を受けることの負担が大きいとの声があつたことを踏まえ、次の技術基準及び利用基準を満たすことを前提として、緩和規定を措置した（主務省令第 19 条第 2 項本文）。なお、これらの基準を満たさない場合は建築基準法と同等の基準を満たす必要がある（主務省令第 19 条第 2 項ただし書）。

ア 技術基準（主務省令第 19 条第 2 項本文）

畜舎等を渡り廊下によって隔て、隔てられた各部分をそれぞれ 3,000 m²以内とし、かつ、各部分の周囲に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さに相当する離隔距離）を確保すること。

イ 利用基準（主務省令第 63 条第 7 号）

- (i) 定期的な消火訓練を実施し、実施したことについての記録を作成し少なくとも 1 年間保存すること。
- (ii) 火を使用する設備又は火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置せず、存置していないことについての記録を作成し少なくとも 1 年間保存すること。

なお、技術基準について、延焼防止上有効な空地を渡り廊下がまたぐことは差し支えない。また、延焼防止上有効な空地の確保の状況や渡り廊下の構造等を勘案し、渡り廊下部分を介した延焼が懸念される場合は、渡り廊下と各部分との接続部分に、防火戸を設けるなど、防火上支障のない構造とすることが望ましい。

② 屋根（主務省令第 20 条）

建築基準法第 22 条第 1 項の市街地の区域（いわゆる法第 22 条指定区域）内にある畜舎等の屋根の構造に関する基準は、原則、建築基準法と同等とし、屋根を不燃材料で造ったもの等としなければならないこととした（主務省令第 20 条本文）。

ただし、堆肥の発酵を促進するため堆肥舎の屋根を光透過性の高い樹脂板等にしている実態があることを踏まえ、次の技術基準及び利用基準を満たすことを前提として、緩和規定を措置した（主務省令第 20 条ただし書）。

ア 技術基準（主務省令第 20 条ただし書）

畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さに相当する離隔距離）を確保すること。

イ 利用基準（主務省令第 63 条第 7 号）

- (i) 定期的な消火訓練を実施し、実施したことについての記録を作成し少なくとも 1 年間保存すること。
- (ii) 火を使用する設備又は火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置せず、存置していないことについての記録を作成し少なくとも 1 年間保存すること。

③ 外壁（主務省令第 21 条）

法第 22 条指定区域内にある木造畜舎等の外壁に関する基準については、建築基準法と同等とした。

④ 法第 22 条指定区域の内外にわたる場合（主務省令第 22 条）

畜舎等が法第 22 条指定区域の内外にわたる場合には、建築基準法と同様、そのすべてについて法第 22 条指定区域の畜舎等に関する規制を適用することとした。

⑤ 大規模の木造畜舎等の外壁等（主務省令第 23 条）

大規模の木造畜舎等の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分に関する基準については、建築基準法と同等とした。屋根の構造についても原則建築

基準法と同等であるが、②の技術基準及び利用基準を満たす場合は緩和した基準を適用することができることとした。

⑥ 間仕切壁等及び畜舎等の隔壁（主務省令第24条第1項及び第25条第1項関係）

主務省令第24条第1項では建築基準法第26条の防火壁に関する基準と、主務省令第25条第1項では建築基準法施行令第114条第3項の小屋裏の隔壁に関する基準と同等の規定を設けている。これらの建築基準法令の規定はすでにそれぞれ「防火壁又は防火床の設置を要しない畜舎等の基準を定める件（平成6年7月28日建設省告示第1716号）」及び「建築基準法施行令第114条第3項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準（平成6年8月26日建設省告示第1882号）」に合理化措置が定められている。

このことを踏まえ、主務省令においては、これらの告示に定められている内容を基準の原則として明記し（主務省令第24条第1項本文及び第25条第1項本文）、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等を除く畜舎等の部分は、この基準を満たさない場合は建築基準法第26条及び建築基準法施行令第114条第3項と同等の基準を満たす必要があることとした（主務省令第24条第1項ただし書及び第25条第1項ただし書）。

なお、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等（一定規模以上のものを除く。）においても、利用基準（主務省令第63条第1号から第8号まで）を満たすことを前提に、畜舎と同様の基準としている。

⑦ 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の防火に係る基準（主務省令第19条第1項、第24条第2項、第24条の2第1項、第24条の3第1項、第25条第2項）

ア 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等であって、高さが13mを超えるもの（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第109条の4に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならないこととした（主務省令第19条第1項本文）。

ただし、主要構造部を耐火構造等としたものはこの限りでないこととした（主務省令第19条第1項ただし書）。

イ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超える畜舎等又は床面積が1,000m²を超える畜舎等であって、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあっては、建築基準法と同様に防火上有効な構造の防火壁によって1,000m²以内ごとに区画しなければならないこととした（主務省令第24条第2項）。

ウ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以上である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 150 m²以上である畜舎等は、建築基準法と同様に耐火建築物又は準耐火建築物（畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、建築基準法施行令第 115 条の 4 に規定する準耐火建築物を除く。）としなければならないこととした（主務省令第 24 条の 2 第 1 項本文）。

ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下である畜舎等で、主務省令第 24 条第 1 項各号に掲げる基準に適合し、利用基準（主務省令第 63 条第 1 号から第 8 号まで）を満たすものについては、適用除外とする（主務省令第 24 条の 2 第 1 項ただし書）。

エ 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、建築基準法と同様にその用途に供する部分及びこれから屋外への出口に通ずる主たる通路の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の内装を準不燃材料で仕上げなければならないこととした（主務省令第 24 条の 3 第 1 項本文）。

ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下である畜舎等で、主務省令第 24 条第 1 項各号に掲げる基準に適合し、利用基準（主務省令第 63 条第 1 号から第 8 号まで）を満たすものについては、適用除外とする（主務省令第 24 条の 3 第 1 項ただし書）。なお、建築基準法施行令第 128 条の 5 第 7 項の規定により国土交通大臣が定める畜舎等の部分については、適用しない（主務省令第 24 条の 3 第 3 項）。

オ 建築面積が 300 m²を超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるものにあっては、建築基準法と同様に小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設置しなければならないこと等とした（主務省令第 25 条第 2 項）。

⑧ その他防火上必要な技術基準（主務省令第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 26 条）

①から⑦までのほか、特定の構造、利用方法、立地に限って適用が想定される基準として、以下のものを定めている。

ア 貯蔵する灯油等の危険物の数量が建築基準法施行令第 116 条に規定する限度以上の場合は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないこととした（主務省令第 24 条の 2 第 2 項）。

イ ボイラー等の火を使用する設備又は器具を設けた室を有する場合は、その室の内装を準不燃材料で仕上げなければならないこと等とした（主

務省令第 24 条の 3 第 2 項)。なお、建築基準法施行令第 128 条の 5 第 7 項の規定により国土交通大臣が定める畜舎等の部分については、適用しない（主務省令第 24 条の 3 第 3 項）。

ウ 防火区画に関する基準については、建築基準法と同等とした（主務省令第 26 条第 1 号）。なお、本規定は主要構造部を準耐火構造としない場合には適用されない。

エ 木造の渡り廊下の小屋裏の隔壁の基準については、原則建築基準法と同等とした（主務省令第 26 条第 2 号）。なお、本規定は主務省令第 19 条第 2 項、第 20 条ただし書の適用を受ける畜舎等、主務省令第 24 条第 1 項等の防火基準の緩和を受ける畜産業用倉庫・畜産業用車庫にあっては適用しない。

オ 防火地域、準防火地域又は特定防災街区整備地区内の畜舎等の基準については、建築基準法と同等とした（主務省令第 26 条第 3 号及び第 4 号）。

⑨ 簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和（主務省令第 27 条）

簡易な構造の畜舎等に対する防火上の規制の制限の緩和については、建築基準法と同等とした。

⑩ 石綿等の飛散又は発散に対する衛生上の措置（主務省令第 28 条）

石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置の基準については、建築基準法と同等とした。なお、畜舎等内には人が長時間滞在するような居住のための居室及び継続的に行う長時間の執務のために使用する室が設けられないことから、ホルムアルデヒド等の物質に関する基準は設けていない。

⑪ 畜舎等の敷地内における通路（主務省令第 29 条）

畜舎等の敷地内における通路に関する基準については、建築基準法と同等とした。

（5）建築設備等（主務省令第 30 条から第 33 条まで）

建築設備の構造強度、電気設備、配管設備及び換気設備に関する基準は、建築基準法と同等とした。なお、畜舎等内には人が長時間滞在するような居住のための居室及び継続的に行う長時間の執務のために使用する室が設けられないことから、建築基準法において居室に適用されることとなる基準については設けていない。

（6）災害危険区域等（主務省令第 34 条及び第 35 条）

建築基準法と同様、災害危険区域における畜舎等及び地方の実情によって制限を付加すべきものについては条例で制限を設けることができることとした。

（7）便所（主務省令第 37 条から第 43 条まで）

便所に関する基準は、建築基準法と同等とした。なお、改良便槽については、近年設置実績が確認されていないため基準を設けていない。

畜舎等に浄化槽の設置等をする場合は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

第5条第1項に基づき届出が必要であることに留意されたい。

3 畜舎等（発酵槽等を除く。）が満たすべき集団規定（主務省令第2章第3節）

（1）概要

主務省令における集団規定については、基本的には、建築基準法上、市街化区域及び用途地域の外に立地する畜舎等に適用される基準（建蔽率制限、道路斜線制限、日影規制、接道規制、道路内建築制限、壁面線制限、各種地域・地区に関する制限）と同等とした。なお、容積率の制限については、畜舎等は平家であって延べ面積が建築面積を超えることがなく、建蔽率の制限を遵守すれば十分であることから設けていない。

（2）接道規制の特例について（主務省令第48条第2項）

主務省令においては、個別の許認可によって集団規定の制限を緩和する特例制度は原則措置していない。ただし、接道規制については、畜舎等の敷地が建築基準法上の道路に接しないことも想定されることから、都道府県知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認めた場合の特例を措置している。

（3）条例の制定について

建築基準法と同様に、都市計画等に関する地域の土地利用の状況等を考慮して定めるべき事項等について、条例で、制限を付加できることとした。なお、認定畜舎等については、法第12条により、建築基準法令の規定が適用されないため、建築基準法に基づく条例において、畜舎等を想定した用途の制限等を定めている場合には、それらを参考にして主務省令に基づく条例において必要な制限を定められたい。

4 発酵槽等が満たすべき技術基準（主務省令第2章第3節の2）

発酵槽等の敷地及び高さについては、畜舎等（発酵槽等を除く。）と同様に敷地が市街化区域及び用途地域に属さないこと、高さが16m以下であることとした（主務省令第60条の3第1項）。

発酵槽等の技術基準として、当該施設の構造安全性等を確保するため、主務省令第7条、第16条、第17条、第18条第1号、第28条、第31条、第35条及び第87条第2項（第31条に係る部分に限る。）の規定を準用する（主務省令第60条の3第3項）とともに、次に掲げる基準に適合しなければならないこととした（同条第2項）。

- ・ 原則、組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
- ・ 建築基準法施行令第141条第2項において準用する同令第139条第1項第4号イの規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に規定する特定用途制限地域内において、発酵槽等が条例で制限が定められた用途に供する

工作物に該当する場合には主務省令第 52 条、第 53 条、第 55 条第 5 項、第 58 条第 1 項及び第 9 項並びに第 62 条の規定を準用することとした（主務省令第 60 条の 3 第 4 項）。

5 面積、高さ等の算定について（法第 19 条及び主務省令第 94 条）

（1）敷地面積、（2）建築面積、（3）床面積、（4）畜舎等の高さ、（5）軒の高さ及び（6）階数の算定方法については、原則として建築基準法施行令第 2 条に定める方法と同様とした。ただし、（3）床面積の算定方法については、原則として同条第 1 項第 3 号に定める方法と同様としつつ、発酵槽等にあっては、同項第 5 号（築造面積）に定める方法によることとした。

また、畜舎の床下にはミルキングパーラー等の自動搾乳機械のエンジン部分やパイプ類を設置するための機械室が存在することがあるため、こうした実態を踏まえ、（3）床面積及び（6）階数については、「地階の機械室その他これに類する畜舎等の部分」を算入しないこととした（主務省令第 94 条第 3 号及び第 6 号）。

第 4 利用基準について【法第 2 条第 4 項】

1 概要

法は、建築基準法の基準を緩和し同法の特例を措置することとし、緩和された基準の下でも同法の人命は最低限においても必ず守るという趣旨が確保されるよう、畜舎等の利用の方法により災害時に人命が守られるようにするための、畜舎等の利用の方法を規制する利用基準を定めることとした。

認定畜舎等の所有者である認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならないこととした（法第 7 条第 2 項）。その上で、認定計画実施者は、従業員等他の利用者に対しても当該利用基準に沿った方法で認定畜舎等を利用させることとし、獣医師等の一時的に畜舎等に滞在する者に対しても当該畜舎等が法の認定を受けて建築等がされたものであることの説明をしなければならない。これにより、認定畜舎等の所有者だけでなく利用者（一時的な滞在者を含む。）の安全も確保される仕組みとしている。

また、認定畜舎等を他者に貸し付ける場合も考えられるが、法の認定による建築基準法の特例のメリットを直接享受するのは認定畜舎等の所有者であること、貸借契約において借主に利用基準を遵守させることができること等を踏まえ、利用基準の適合義務は認定畜舎等の所有者である認定計画実施者に課すこととした。

利用基準に違反した場合は、措置命令（法第 15 条）の対象と、措置命令に違反した場合は法の認定の取消し（法第 16 条第 2 項第 5 号）や罰則（法第 26 条）の対象となり得る。

2 利用基準の内容（主務省令第 63 条）

利用基準の内容は次のとおりであり、A構造畜舎等の利用基準は簡易なもの、B構造畜舎等の利用基準は標準的なものとしている。なお、畜産業用倉庫又は畜産業

用車庫のうち建築基準法の防火に係る基準より緩和された基準（主務省令第 24 条第 1 項本文、第 24 条の 2 第 1 項ただし書、第 24 条の 3 第 1 項ただし書又は第 25 条第 1 項本文の規定）の適用を受けるもの（以下「主務省令第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫」という。）については、下記の①～⑦の畜舎等共通の利用基準に加え、⑧の追加の利用基準の遵守が必要となる。

- ① 滞在密度制限（第 1 号。B 構造畜舎等、主務省令第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に限り適用。）

畜舎等については省力化機械の導入等により畜舎等内の滞在者数及び滞在時間を減少させることができるとなっている状況を踏まえ、B 構造畜舎等については、その規模に応じて畜舎等の最大滞在者数（同時に滞在できる者の上限をいう。）及び延べ滞在時間（滞在時間の合計をいう。）の上限の数値を定めている。

なお、上記は「通常時」における制限であるが、「通常時」とは通常の畜産経営の範囲内を指している。例えば、家畜の出荷、ワクチン接種等で一時的に滞在者が増える場合があるが、これらも通常の畜産経営の範囲内と判断することが適當と考えられる。「通常時」に該当しない例としては、家畜伝染病の発生の際の殺処分時、消毒作業時等の非常事態が想定される。

- ② 夜間睡眠の禁止（第 2 号。A 構造畜舎等・B 構造畜舎等に共通して適用。）

畜舎等には居住のための居室等が設けられないため畜舎等において寝泊りすることは想定されないものの、避難に支障が生ずる危険性が高いと思われる夜間の時間帯（午後 10 時から翌日午前 4 時まで）については、畜舎等内で睡眠してはならないこととした。

上記については、「やむを得ない場合」は適用を除外することとしている。「やむを得ない場合」とは、家畜の分娩介助等の待機時間に意図せず短時間仮眠をとった場合に利用基準違反に問わない趣旨で規定しているものである。

- ③ 避難経路の確保（第 3 号。A 構造畜舎等・B 構造畜舎等に共通して適用。）

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上の経路をふさぐ物品を存置してはならないこととした。

- ④ 避難口の特定（第 4 号。A 構造畜舎等・B 構造畜舎等に共通して適用。）

2 方向の避難経路を確保することで災害時に円滑な避難が実施できるよう、畜舎等内に 2 以上の避難口を設け、特定しなければならないこととした。2 以上の避難口を特定していることが分かるよう、法の認定の申請時には、平面図に 2 以上の避難口を明記して提出することが必要である（主務省令第 64 条第 1 項第 3 号、別表第 1 及び別表第 2）。

ただし、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち農林水産省令第 2 条第 1 号に該当するもの又は畜産業用倉庫若しくは畜産業用車庫の用途に供する畜舎等については、避難上有効に直接外気に開放された構造のものは 2 以上の避難口の特定を不要とすることとした（主務省令第 63 条第 4 号ただし書）。避難

上有効に直接外気に開放された構造については、外壁四面のうち長辺の壁一面が常時人が出入りできる程度に開放された構造のように開放された開口部の幅が建築物の周長の4分の1以上である等施設内のどこで火災が発生したとしても在館者の避難経路を確保できる構造であること等によって判断されたい。

- ⑤ 避難訓練（第5号。B構造畜舎等、主務省令第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に限り適用。）

B構造畜舎等においては、災害時の避難訓練を定期的に実施し、実施したことについての記録を作成し少なくとも1年間保存しなければならないこととした。

記録の作成・保存方法については、手法を問わないが、作業日誌等確実に作成・保存されるものに記録することが想定される。また、「定期的に」とは、記録の保存期間が少なくとも1年間であることとの関係から、1年に1回を想定している。

- ⑥ 表示等（第6号。A構造畜舎等・B構造畜舎等又は発酵槽等に共通して適用。）

認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に畜舎等がA構造畜舎等、B構造畜舎等又は発酵槽等であることの表示を行わなければならないこととした。「見やすい場所」とは、畜舎等の出入り口付近であって畜舎等に立ち入る者が容易に認識できる場所と考えられる。

さらに、B構造畜舎等においては、従業員や一時的な滞在者に当該畜舎等における災害時の避難方法に関する事項を説明しなければならないこととした。

- ⑦ 消火訓練等（第7号。主務省令第19条第2項本文又は第20条ただし書の適用を受ける畜舎等、主務省令第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に限り適用。）

主務省令第19条第2項本文又は第20条ただし書の適用を受ける畜舎等、主務省令第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫は、火災の発生の防止と火災発生時の円滑な消火活動の実施を担保する観点から、追加の利用基準の遵守が必要となる。

具体的には、

ア 定期的な消火訓練を実施し、実施したことについての記録を作成し少なくとも1年間保存しなければならないこと

イ 火を使用する設備又は火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置せず、存置していないことについての記録を作成し少なくとも1年間保存しなければならないこと

とした。

アの消火訓練については、避難訓練と同じく「定期的に」とは、1年に1回を想定している。一方、イの記録については、稻わら、乾草等の可燃物の移動等が日常的に行われることを考慮すると、日常的に記録を作成することが望ましい。

なお、「火を使用する設備又は火災の発生のおそれのある設備」とは、建物に備付けの設備だけでなく、可動式のストーブ等火災の発生の原因となる設備全般が該当する。

⑧ 火気使用制限等の追加の利用基準（第8号。主務省令第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に限り適用。）

主務省令第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫については、避難安全性の確保、火災の発生の防止、火災発生時の延焼拡大の抑制及び円滑な消火活動の実施を担保する観点から、①～⑦の利用基準のほか以下ア～カの追加の利用基準の遵守が必要となる。

ア 床面積が500m²を超える畜産業用倉庫の用途に供する部分は、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口を特定すること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものにあっては、適用しない。

イ 認定計画実施者は、災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分に行うこと。

ウ 認定計画実施者は、火気を使用しないこと。

エ 認定計画実施者は、消火器を備えるとともに定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。

オ 認定計画実施者は、畜産業用倉庫の用途に供する部分にあっては、当該部分に保管しても防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用物資」という。）、畜産業用車庫の用途に供する部分にあっては、当該部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用車両等」という。）以外のものを保管しないこと。

カ 認定計画実施者は、畜産業用物資と畜産業用車両等を同一の畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等内で保管する場合は、間仕切壁又は戸で隔てて保管すること。

なお、イの「採光を充分に行う」とは、窓を設けるほか、人の出入りが想定される時間内はシャッターや開口部を開放した状態にすること等により採光を確保する方法が該当する。

また、オの「畜産業用物資」及び「畜産業用車両等」については、「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件」（令和5年1月31日農林水産省・国土交通省告示第1号）に規定しており、主務省令第24条第1項本文等の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に車両の燃料を保管する場合には、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満とする必要がある。

なお、車両の燃料（車両のタンク内に存する燃料は除く。）については畜産業用倉庫部分に「畜産業用物資」として保管される場合と、畜産業用車庫部分に「畜産業用車両等」として保管される場合が想定され、この「車両の燃料」を、同一畜舎等内の畜産業用倉庫部分と畜産業用車庫部分に同時に保管する場合は、カにより、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管することになるが、その場合

の危険物の数量はそれぞれの部分に保管する危険物の数量を合算し、全体で指定数量の5分の1以下とする必要があることに留意されたい。

第5 畜舎建築利用計画の認定について【法第3条】

1 畜舎建築利用計画の認定制度について

畜舎等の構造等を技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者は、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。本法は、法の認定を受けた特定の者に対して特例を適用するとともに、その適用を受ける者を法に基づき監督することから、その仕組みとして計画認定制度を創設したものである。

畜舎等の建築等を行う際に法の認定を受けるか否かは任意であり、法の施行後も建築基準法に基づき畜舎等を建築することは可能である。

2 畜舎建築利用計画の記載事項について（法第3条第2項）

畜舎建築利用計画の記載事項については、法第3条第2項及び主務省令第66条に定めるとおりであるが、このうち、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に係る記載事項である「飼養施設又は農林水産省令第2条に規定する施設のうち同条第1号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、これらの施設と一体的に利用する畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、当該施設の所在地」（主務省令第66条第3号）は飼養施設又は堆肥舎（農林水産省令第2条第1号に掲げるものに限る。）との物理的な関係性を、「畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する物資の種類」（同条第4号）及び「畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する車両及び物資の種類」（同条第5号）については、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫内に畜産経営に必要な物資又は車両のみが保管されることとする飼養施設又は堆肥舎（農林水産省令第2条第1号に掲げるものに限る。）との機能的な関係性を確認するために必要な事項となる。

「畜舎等の建築等に関する法令の遵守に関する事項（主務省令第66条第9号）」については、建築基準法に基づく既存の建築物に隣接して法に基づき畜舎等の建築等をする場合に、既存の建築物の敷地と法に基づく畜舎等の敷地を分ける必要があることから、既存の建築物が建蔽率などの建築基準法の制限に違反することとなることを申請者に確認させるために記載事項としたものである。

また、畜産経営においては、同一敷地内に用途上不可分の複数の畜舎等の建築等をすることが考えられるが、その場合は、畜舎建築利用計画に複数の畜舎等の情報を記載することによって、一度に申請することが可能である。

3 認定基準について（法第3条第3項及び主務省令第70条）

都道府県知事は畜舎建築利用計画が法第3条第3項及び主務省令第70条に定める基準に適合する場合は法の認定をするものとしている。それぞれの基準の趣旨は

次のとおりである。

- (1) 市街化区域及び用途地域は、市街地環境の確保の観点から積極的に都市的土地利用の規制等が行われ、周辺環境への配慮をより必要とすることから、法の対象外とすることとした（法第3条第3項第1号）。
 - (2) 技術基準について建築基準法の基準よりも緩和することから、その高さ、階数に一定の制限（高さ16m以下、階数1）を課すこととし、利用基準において畜舎等内における滞在時間等を制限している趣旨を踏まえ、人が長時間滞在することを目的とする居住のための居室を有しないものに限ることとした（法第3条第3項第2号）。
 - (3) 畜舎等が技術基準に適合し、安全性を確保するため、建築士の設計を必須とすることとした（法第3条第3項第3号）。なお、建築士の業務範囲については、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に適合する必要がある（法第3条第4項第1号）。
 - (4) 法の認定を受けた畜舎等については、建築基準法令の規定の適用が除外されるため、畜舎等の敷地、構造及び建築設備が技術基準及び消防法等の関係法令の規定（主務省令第69条各号に規定する法令の規定）に適合することを求めることとした（法第3条第3項第4号）。
- 上記関係法令の規定に適合しているか否かを審査するに当たっては、建築基準法の建築確認時における対応を参考に、申請者が当該関係法令の所管部署と事前調整を行うこととする又は当該部署に照会を行うなどの対応を図られたい。
- (5) 畜舎等の利用の方法が利用基準に適合していることを求めることとした（法第3条第3項第5号）。
 - (6) 畜舎等の貸与を行うことを予定している場合において、その借主が6(2)の認定拒否事由に該当しないことを求めることとした（主務省令第70条第1号）。
 - (7) 特例畜舎等が主務省令第48条第2項の適用を受ける場合は、都道府県知事による認定が必要であることから、その認定を受けていることを求めることとした（主務省令第70条第2号）。
 - (8) 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、飼養施設又は農林水産省令第2条第1号に規定する堆肥舎の敷地又はこれに隣接し、もしくは近接する土地に建築等が行われることとした（主務省令第70条第3号）。
 - (9) 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、当該畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に保管する物資又は車両が畜産経営に必要な物資又は車両であることを求めることとした（主務省令第70条第4号及び第5号）。
- 畜産経営に必要な物品であるかの判断基準については、都道府県知事による判断に委ねられており、畜産経営に必要な物資又は車両であるか判断に迷うものについては申請者に用途を確認する等により判断されたい。

4 技術審査不要面積について（主務省令第65条）

畜舎建築利用計画が3（4）の技術基準等に適合していることの審査（以下「技術審査」という。）は、一般的な建築物に比べ簡易な構造であること等の畜舎等の特性を踏まえ、床面積3,000m²（発酵槽等については築造面積が3,000m²）を超えるもののみを対象としたこととした（法第3条第3項、主務省令第65条）。そのため、特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画には、法第3条第2項第4号の「畜舎等の敷地、構造及び建築設備」の記載及び関係する設計図面等の添付を不要とした（法第3条第2項、主務省令第64条第1項第3号イ及び第65条）。

なお、当然のことながら、特例畜舎等は、技術審査は不要であるが、建築士の設計に係るものでなければならず（法第3条第3項第3号）、また、技術基準に適合しなければならない（法第7条第1項）。

5 民間機関を活用した技術審査について

都道府県における法の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関等を活用して法の認定に係る技術審査を行うことが考えられ、その方法としては、（1）都道府県への法の認定の申請前に申請者が、あらかじめ都道府県から技術審査の協力依頼を受けた指定確認検査機関等に技術審査を依頼し、審査を受けた後に都道府県に申請を行う方法や（2）都道府県が法の認定の申請を受け付けた後に指定確認検査機関等に技術審査を委託する方法がある。

（1）の場合においては、主務省令第64条第1項柱書及び第2項に基づき都道府県知事が申請に必要な書類及び不要な書類を定めることを想定している。（2）の場合においては、主務省令第67条に基づき「建築基準法第77条の58第1項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認める者」に技術審査に係る事務を委託することとなる。「建築基準法第77条の58第1項の登録を受けた者」とは建築基準適合判定資格者個人を指すが、「これと同等以上の知識及び経験を有すると認める者」として大学教授、指定確認検査機関等に対して事務を委託することが可能となっている。

法の認定に際し手数料を徴収することとしている場合において、（1）のとおり民間機関における審査を活用した場合については、認定事務にかかる所要時間等を勘案して合理的な認定手数料を設定する等適宜配慮されたい。また、法の認定の申請時に提出が必要な設計図面等についても、必要最小限の提出を求めるよう配慮されたい。

6 認定拒否事由について（法第3条第4項及び農林水産省令第4条）

- （1）畜舎等が建築士の業務範囲に関する建築士法の規定に違反しない設計であることを担保するため、建築士法に違反して設計されたものである場合は法の認定を行わないこととした（法第3条第4項第1号）。
- （2）申請者が法の認定の申請に係る畜舎等（堆肥舎を除く。）における家畜の飼養

管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として、家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、①家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、③水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、④悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、⑤瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）、⑥湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）、⑦家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の規定又はこれら①から⑦までの法律に基づく命令・条例の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる者であるときは、都道府県知事は法の認定をしてはならないこととした（法第 3 条第 4 項第 2 号及び農林水産省令第 4 条）。

これは、①から⑦までの法令については、家畜の衛生的な飼養管理やその排せつ物の適切な管理は畜産業を行うに当たり当然行うべき行為であり、また、これらが適正に行えない場合には、家畜伝染病の蔓延、周辺環境の汚染、悪臭の発生等周囲の畜産農家及び住民に甚大な悪影響を与えることから、これらの法令の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められるときには法の認定を受けられることとしたものである。

「家畜伝染病予防法…又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し」とは、①から⑦までの法令の規定に違反し、行政処分や刑事罰の対象となっていない場合を含む。

申請者が農林水産省令第 4 条に該当するか否かは、申請のあった畜舎建築利用計画において違反している旨記載があるか確認し、記載がある場合に違反している法令の担当部署に照会して、違反の是正の見込みがあるかどうかを判断されたい。

7 消防同意について（法第 3 条第 5 項）

床面積 3,000 m²超の畜舎等の法の認定を行う場合、都道府県知事は消防長又は消防署長の同意を得る必要があるので留意されたい。

8 認定の通知及び公表について（法第 3 条第 6 項及び主務省令第 71 条）

法の認定を行った場合には、申請者に認定通知書を交付することとした。申請者がこの通知書を受領したのちに法の認定を受けた畜舎建築利用計画に基づき建築等を行った畜舎等について、建築基準法令の規定の適用が除外されることとなる。

また、法の認定を行った場合、都道府県は認定計画実施者の氏名等、認定番号・年月日、畜舎等の所在地及び畜舎等の種類を公表することとした（主務省令第 71 条第 3 項）。これは、認定畜舎等は、建築基準法の規定によらずに建築等ができることとなるため、当該認定畜舎等が法の認定を受けて建築等がされることについて周辺住民等の関係者が認識できる状態に置くことを目的としている。公表の手法については問わないが、広報誌や H P への掲載が考えられる。

なお、管内の認定畜舎等の状況を把握するため、都道府県は認定台帳を作成する

こととする。

第6 畜舎建築利用計画の変更の認定について【法第4条】

1 変更の認定について（法第4条第1項本文及び主務省令第72条）

法の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更（軽微なものを除く。）を行う場合は、変更の認定を受けることが必要である。

変更の認定の申請時は、添付図書のうち、変更に係るもの（主務省令別表第9に該当する場合はその書類も必要）を提出すればよいこととした（主務省令第72条第1項）。

認定畜舎等の敷地内に新たに一棟の畜舎等を増築する場合は、計画の変更と取り扱っても差し支えない。

2 軽微変更の届出について（法第4条第2項及び主務省令第73条）

畜舎建築利用計画の変更を行う場合であっても、主務省令第73条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、届出を行うことで足りる（法第4条第2項）。

3 法の認定後に畜舎等の敷地が市街化区域又は用途地域に属することとなった場合について（法第4条第4項及び主務省令第74条）

法第4条第4項は、法の認定を受けた後に認定畜舎等の敷地が都市計画の変更によって市街化区域又は用途地域に含まれてしまう場合を想定しており、このような場合に全く計画の変更ができないという不合理を避けるため、（1）増築・改築により畜舎等の敷地、構造及び建築設備等の変更がない場合（主務省令第74条第1号）、（2）畜舎等が建築基準法の用途規制に適合する場合（主務省令第74条第2号）のいずれかに該当する場合は、法第3条第3項第1号の規定を適用せず、一定の範囲内で変更の認定を行えるようにすることとした。

第7 工事完了の届出及び仮使用の認定について【法第6条】

1 工事完了の届出について（法第6条第1項及び主務省令第75条）

建築基準法においては建築確認が行われた建築物の工事が完了したときは、当該建築物の使用開始前に完了検査が行われている（建築基準法第7条等）が、法においてはこれに代えて、工事完了日から4日以内に届出を行うこととした。

これは、法の対象が階数1で高さ16m以下の畜舎等に限定しているため、

（1）完了検査で行われている動作確認について、畜舎等にはエレベーター等の動作確認が必要な設備が設置されないことが担保されており、

（2）目視の確認については、畜舎等は柱や壁など構造が露出しているため、写真等により目視による確認に相当する必要な確認を行うことが可能である

こと等から、法では完了検査に代えて届出制としたものである。なお、各工程の写真は設計図書とおりに工事がされたこと等の確認のため提出を求めているもので

あるところ、特例畜舎等の場合は写真の提出を不要としている。この場合においても、第 14 の 1 のとおり、建築士による工事監理が必要であることに留意されたい。

2 仮使用の認定について（法第 6 条第 2 項及び主務省令第 76 条）

認定畜舎等（特例畜舎等を除く。）を新築する場合においては、認定計画実施者は、工事完了の届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならないこととした。ただし、都道府県知事が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、届出前であっても、仮に、当該認定畜舎等又はその部分を使用し、又は使用させることができることとした。

第 8 基準適合義務及び措置命令等について【法第 7 条、第 14 条及び第 15 条】

1 基準適合義務（法第 7 条）

従来、畜舎等は、建築基準法の下で建築され、同法の基準への適合義務が課されてきたところである。認定畜舎等については、建築基準法の適用が除外されるものの、同法と同様に畜舎等の安全性を確保するため、技術基準及び利用基準を設けている。このような趣旨から、認定畜舎等が技術基準又は利用基準に適合しない事態は、畜舎等の安全性を確保する目的を達成できない状況につながり得るため、技術基準及び利用基準への適合義務を定めることとした（第 1 項及び第 2 項）。

加えて、技術基準及び利用基準に適合している畜舎等は、その安全性は確保されるものの、基準に適合していても、倉庫等の畜舎等以外の用途に用いられる場合は、畜舎等に限って建築基準法の特例の対象にするという法の趣旨に合致しないこととなる。このような制度の趣旨に合致しない状況を防ぐため、畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとすることを禁止する規定も設けている（第 3 項）。

2 報告徵収及び立入検査について（法第 14 条）

法の施行に関し必要な場合に、都道府県知事が法の施行に必要な限度において報告徵収及び立入検査を行うことができることとした。

立入検査時の職員の身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式については、「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（通知）」（令和 3 年 10 月 22 日付け 3 文第 83 号農林水産省大臣官房文書課長通知）2（2）のとおり、省令等において定めのないものについて身分証明書の統合様式（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年農林水産省令第 62 号）等に定める様式をいう。以下同じ。）を用いることが可能とされている。農林水産省令及び主務省令においては身分証明書の様式について特段の定めはなく、法第 14 条第 3 項の規定に基づき立入検査を行う際には、統合様式を用いて身分証明書を作成することが可能である。

3 措置命令について（法第15条）

認定畜舎等の監督に必要な規定として、基準適合義務等に適合しない場合の措置命令及び命令に従わない場合の代執行に関する規定を設けることとした。

第9 既存不適格畜舎等について【法第8条】

建築基準法においては、建築基準法令の規定の施行又は適用の前に存在する建築物について、新たに施行又は適用される規定に適合を求めることが必要とすれば既存の適法な建築物が法令の改廃等により違反建築物になるという不合理を避けるため、原則、新たな規定の適用を除外することとしている（いわゆる「既存不適格建築物」）（建築基準法第3条第2項）。一方で、全ての建築物についてこの例外を認めると不合理な場合（違反建築物が法令改正を契機に適法な建築物になること、ひとたび適用除外となればその後どのような大改築を行っても原則適用除外となること等）があることから、このような不合理な場合にまでは適用除外を認めないこととする規定（建築基準法第3条第3項）が設けられている。

さらに、同法においては、既存不適格建築物の増改築等の工事に際し、原則として最新の基準への適合が求められるもの（建築基準法第3条第3項第3号）、全ての場合に新しい基準への適合を求めるに既存の建築物の増築等を著しく妨げる場合があるため、その緩和措置として、構造耐力関係、防火関係、集団規定関係等の特定の規定に適合しない既存不適格建築物は、一定の範囲内の増改築等の工事の際には、必ずしも新規定に適合しなくてもよいことが認められている（建築基準法第86条の7）。

法においても同様に、技術基準の施行又は適用の前に存在する認定畜舎等について、技術基準の改廃等により技術基準違反となる不合理な状態の発生を避けるための適用除外に関する規定として既存不適格として扱われる畜舎等に関する規定（法第8条第1項）を設けるとともに、その状態の発生を避けることにより生じる不合理な状態までは適用除外を認めないとする規定（法第8条第2項）を設けることとした。さらに、既存の不適格畜舎等の増改築等（増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替をいう。以下同じ。）の工事においては原則として最新基準への適合を求めるものの、これが畜舎等の増改築等を著しく妨げることのないよう必要な緩和措置も設けることとした（主務省令第77条から第87条まで）。

第10 地位の承継等について【法第9条から第11条まで】

1 相続（法第9条及び主務省令第88条）

認定計画実施者が死亡により不在となった場合は、認定畜舎等が技術基準及び利用基準に適合しないおそれがあるときに報告徵収・立入検査や是正措置命令等が実施できず、認定畜舎等及びその利用者の安全確保に支障が生じかねないこととなる。

このため、認定計画実施者に相続が発生した場合の認定計画実施者の地位の承継及びこれに係る手続規定を設けている。

2 認定畜舎等の譲渡並びに法人の合併及び分割（法第 10 条及び主務省令第 89 条）

認定畜舎等が譲渡等により承継される場合には、認定畜舎等及びその利用の方法が引き続き技術基準及び利用基準に適合するようにし、必要に応じて報告徴収、立入検査や措置命令等が実施できるようにするため、承継（譲渡又は法人の合併・分割）の際の手続について定めることとし、あらかじめ、認定畜舎等を承継する者について、①利用の方法が利用基準に適合すること、②認定拒否事由に該当しないこととの認可を受けなければならないこととした（法第 10 条第 1 項から第 4 項まで及び主務省令第 89 条）。

また、認定畜舎等の譲渡又は認定計画実施者である法人の合併・分割について、都道府県知事が認可をしない場合又は認可の申請がないままこれらの行為が行われた場合は、利用の方法が利用基準に適合しないこと等が生じることとなることから、その場合には法の認定が失効することとし、失効後の認定畜舎等の取扱いについての規定を設けることとした（法第 10 条第 5 項）。

具体的には、（1）当該認定畜舎等であった畜舎等（以下「失効畜舎等」という。）について新たな畜舎建築利用計画（当該失効畜舎等について、建築等をせず、引き続き利用基準に従って利用する場合に作成する計画を含む。）を作成し法の認定を受けた場合、（2）当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、認定畜舎等の譲受人等は、認可をしない旨の処分があった日（認可の申請がない場合は認定畜舎の譲渡又は法人の合併・分割の日）から 120 日以内に、失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置（当該失効畜舎等内への立入りの禁止、当該失効畜舎等の除却その他の保安上必要な措置）を講じなければならないこととした。

この場合において、（1）当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し法の認定を受けるまでの間、（2）失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は（3）当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、譲受人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、基準適合義務等（法第 7 条）、建築基準法令の適用除外（法第 12 条）、措置命令等（法第 15 条）等の必要な規定を適用することとしており、法の認定の失効後も法の適用を受けて監督が行われることとなる。

なお、（2）の失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについての確認に必要な手続については、都道府県の規則等において定めることが考えられる。

3 法人の解散（法第 11 条、主務省令第 90 条）

認定計画実施者である法人が解散した場合であっても適切に畜舎等の安全性が確保される措置を講ずる必要があることから、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、その解散の日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと等とした。

第 11 建築基準法令の適用除外について【法第 12 条】

法の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等に関し、建築基準法令の規定を適用しないこととした。

第 12 利用状況の報告等について【法第 13 条】

1 利用状況の報告について（法第 13 条第 1 項及び主務省令第 91 条）

法の適用を受ける畜舎等は、技術基準と併せて利用基準に適合した利用の方法がなされることにより、畜舎等とその利用者の安全性が確保されることとなる。

このため、畜舎等とその利用者の安全性確保のためにはその畜舎等の利用の方法に関し利用基準に適合している状態が維持される必要があるが、畜舎等の利用の方法は畜産経営等に影響されることが想定され、経営の見直し等が行われたとしても利用基準に適合している状態が維持されるよう、認定畜舎等についての利用状況の定期報告の制度を設けることとした（法第 13 条第 1 項）。

定期報告の時期については、おおむね 5 年に 1 回、都道府県知事の定める日までとした（主務省令第 91 条）。なお、認定畜舎等に畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等が含まれる場合にあっては、当該定期報告の際に当該畜舎等内に保管する物資及び車両の写真も併せて提出させることとした（同条ただし書）。

2 滅失の届出（法第 13 条第 2 項及び主務省令第 92 条）

法第 16 条第 1 項の規定により、認定畜舎等の全部が滅失したときは、法の認定は失効することとなり、同条第 3 項の規定により、都道府県知事は、法の認定が失効したことを知ったときは、速やかに、その旨を計画実施者であった者に通知するとともに公表することとしており、当該措置を実施するためには都道府県知事が認定畜舎等の全部が滅失したことを知る必要があるため、認定畜舎等の全部が滅失した場合は、認定計画実施者は都道府県知事に届け出なければならないこととした。

第 13 認定の失効及び取消しについて【法第 16 条】

1 認定の失効（法第 16 条第 1 項）

認可を受けずに認定畜舎等の譲渡等を行った場合のほか、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは法の認定は失効することとした。

2 認定の取消し（法第 16 条第 2 項）

次の場合には、都道府県知事は法の認定を取り消すことができることとした。なお、法の認定の取消しを受けた畜舎等は、保安上の措置の対象となるが、畜舎等は、畜産業の振興の観点から畜舎等として家畜の飼養等のために継続して利用されることが望ましいため、認定畜舎等が次の場合に該当する場合において、まず可能な限り行政指導や是正命令等により適法状態に回復させることを前提とし、それでも

是正されない場合に法の認定を取り消すよう運用することが適當である。

- (1) 認定計画実施者が、偽りその他不正の手段により、法の認定、法第4条第1項の変更の認定又は法第10条第1項から第3項までの認可を受けたとき（第1号）。
- (2) 認定計画実施者が法第3条第4項第2号又は第3号（認定拒否事由）に該当するに至ったとき（第2号）。
- (3) 認定計画実施者が、法第4条第1項の変更の認定を受けなければならぬ事項を当該認定を受けないで変更したとき（第3号）。
- (4) 認定計画実施者が、正当な理由がなくて、認定畜舎建築利用計画に記載した建築等の工事の着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、又は建築等の工事の完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了しないとき（第4号）。
- (5) 認定計画実施者が法第15条第1項から第3項までの規定による命令に違反したとき（第5号）。
- (6) 認定計画実施者から認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出があったとき（第6号）。

3 失効等の通知及び公表（法第16条第3項）

都道府県知事は、法の認定が失効したことを知ったとき又は法の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者又はその承継人に通知するとともに、その旨を公表しなければならないものとした。

法の認定の失効又は取消しの場合において、その旨を公表することとしているのは、法の認定の失効又は取消しの対象となった畜舎等は、利用基準に適合した利用がなされない状態が一定期間続くことが想定されるところ、適切な利用がなされない状況で当該畜舎等に近づき危険な状態に至ることのないように、法の認定の失効や取消しがあったことについて周辺住民等に知らしめるためである。

4 失効畜舎等の取扱い（法第16条第4項）

法の認定が取り消された後の認定畜舎等の取扱いについての規定を設けることとし、その内容は第10の2と同様である。なお、法の認定の取消しの際は、失効畜舎等を譲渡することも想定されるため、譲渡の認可を受けた場合について規定している。

第14 工事について【法第5条、第17条及び第18条】

1 畜舎等の設計及び工事監理（法第5条）

畜舎等の安全性を確保する上での設計及び工事監理の役割の重要性に鑑み、

- (1) 認定畜舎等の工事は、畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければならないこと（第1項）、（2）認定計画実施者は建築士法に定められるところにより工事監理者を定めなければならないこと（第2項）、（3）（2）

の規定に違反した工事は行うことができないこととした（第3項）。

2 工事現場における認定の表示等（法第17条）

認定畜舎等の建築を行う場合に手続的に工事が適法になされていることを明らかにするため、認定畜舎等の建築等の工事の施工者は当該工事現場の見やすい場所に、認定計画実施者、設計者、工事施工者の及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る認定があった旨の表示をしなければならないこととし（第1項）、また、認定畜舎等の工事の施工者は当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならぬ（第2項）こととした。

3 工事中の認定畜舎等に対する措置（法第18条）

認定畜舎等の工事中に当該畜舎等を使用する場合に予想される災害を未然に防止するため、建築等又は除却の工事の施工中に使用されている認定畜舎等（特例畜舎等を除く。）が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、認定計画実施者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができることとした。

第15 その他

1 主務大臣への報告等（法第21条）

主務大臣は都道府県知事に対し、法の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとしているが、1年に1度程度、法の認定の件数等について調査を行うことを予定しているため、その際には御協力を賜りたい。

2 木材の配慮義務について（法第22条）

森林の適正な整備や保全等が図られることは日本の森林政策上重要であり、そのために国産木材の適切な利用が促進されている。畜舎等の建築等において国産材の適切な利用が確保されることは、日本の森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に資するため、国内で生産された木材の適切な利用の普及が図られることの政策上の重要性に鑑み、法においては、国内で生産された木材その他の木材を利用した畜舎等の普及についての配慮規定を設けることとした。

3 罰則について（法第26条から第32条まで）

法の手続に違反した場合、基準に違反した場合、措置命令に違反した場合等の罰則について、法第26条から第32条までに設けている。